

政令第七十号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十八条第一項（同法第六十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「又は夏服スカート」を削る。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

警察事務の実情に鑑み、警察庁の警察官及び皇宮護衛官に対し支給する支給品の品目から夏服スカートを削る必要があるからである。